

■ミャンマー法整備支援プロジェクト第11回本邦研修

平成29年10月29日（日）から同年11月11日（土）までの間、東京において、ミャンマー法整備支援プロジェクト第11回本邦研修を実施しました。ミャンマー法整備支援プロジェクトでは、同国で国会審議中の知的財産関連法成立を見据え、知的財産分野における司法手続改善、人材育成や法案審査能力向上の支援を行っており、現在、ミャンマー連邦最高裁判所との間でワーキンググループを設け、裁判官向けの教科書や執務資料を作成する活動を行っています。本研修は、国際的なシンポジウムへの参加、各種講義・訪問を通じて、知的財産の法律知識や訴訟実務の運用に関する知見を深めてもらい、上記活動に反映してもらうことを目的としました。研修員として、連邦議会ミャンマー民族代表院（上院）議員ミョー・アウン氏を筆頭に、連邦最高裁判所、連邦法務長官府、教育省の職員等合計15名が来日しました。



【集合写真】



【国際知財司法シンポジウム①】



【国際知財司法シンポジウム②】

研修冒頭の3日間にわたり、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット共催の国際知財司法シンポジウムに参加しました。日本、中国、韓国及びASEAN諸国の裁判官や弁護士らが一堂に会し、知的財産に関する各国の法制度や紛争処理について発表、討議が行われました。研修員にとっては、他国の法制度や運用を知り、自国の新たな制度構築に向けて視野を広げる貴重な機会となりました。



【小松弁護士の講義】

小松陽一郎弁護士（小松法律特許事務所）の講義では、知的財産制度の理念と実務について、歴史を振り返りながら、その意義や必要性を分かりやすくご説明いただきました。また、商標紛争を題材に、具体的事例の検討を通じて、知的財産関連紛争の実務と課題について発展的なお話をしていただきました。



【伊原弁護士の講義】

伊原友己弁護士（三木・伊原法律特許事務所）から、日本の農水知財法制について講義をいただきました。先端的テーマながら、農業国であるミャンマーの研修員の関心は高く、活発に質疑応答が行われ、理解を深めることができました。



【三村弁護士，小野寺弁護士の講義】



【熊谷教授の講義】

ミャンマー法整備支援プロジェクトのアドバイザーグループ委員として前記の教科書等作成活動にご協力いただいている三村量一弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、小野寺良文弁護士（森・濱田松本法律事務所）、熊谷健一教授（明治大学法科大学院）を講師に招き、商標法及び著作権法の教科書、知的財産関連訴訟の執務資料について講義していただきました。研修員から積極的に意見、要望が述べられ、実質的な協議を行うことができ、教科書等の完成に向けて大きく前進しました。

このほか、東京地方裁判所知的財産権部、横浜税関、キリン横浜工場など、知的財産に関する紛争処理や水際対策、ブランド戦略等の活動を担う諸機関を訪問し、日本の知的財産制度の運用を感得する機会も設けました。